

令和 3 年度

名古屋市各会計予算

目 次

(一般会計)

令和3年第1号議案 令和3年度名古屋市一般会計予算	1頁
---------------------------------	----

(特別会計)

令和3年第2号議案 令和3年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	19頁
令和3年第3号議案 令和3年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	21頁
令和3年第4号議案 令和3年度名古屋市介護保険特別会計予算	23頁
令和3年第5号議案 令和3年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算	27頁
令和3年第6号議案 令和3年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	29頁
令和3年第7号議案 令和3年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算	33頁
令和3年第8号議案 令和3年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算 ...	37頁
令和3年第9号議案 令和3年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	39頁
令和3年第10号議案 令和3年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	41頁
令和3年第11号議案 令和3年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	45頁
令和3年第12号議案 令和3年度名古屋市公債特別会計予算	49頁

(公営企業会計)

令和3年第13号議案 令和3年度名古屋市病院事業会計予算	53頁
令和3年第14号議案 令和3年度名古屋市水道事業会計予算	57頁
令和3年第15号議案 令和3年度名古屋市工業用水道事業会計予算	61頁
令和3年第16号議案 令和3年度名古屋市下水道事業会計予算	65頁
令和3年第17号議案 令和3年度名古屋市自動車運送事業会計予算	69頁
令和3年第18号議案 令和3年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	73頁

一 般 会 計

令和 3 年度名古屋市一般会計予算

令和 3 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,319,390,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		559,126,001
	1 市 民 税	272,461,000
	2 固 定 資 産 税	205,964,000
	3 軽 自 動 車 税	2,794,000
	4 市 た ば こ 税	15,550,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
	6 事 業 所 税	16,963,000
	7 都 市 計 画 税	45,394,000
2 地 方 譲 与 税		6,135,101
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,197,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,319,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	190,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	395,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	7 石 油 ガ ス 譲 与 税	34,000
3 県 税 交 付 金		80,512,001
	1 利 子 割 交 付 金	309,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,301,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,742,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	607,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	6,005,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	54,667,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	51,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1

款	項	金 額 千円
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	1,727,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	13,103,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		9,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	9,000
5 地 方 特 例 交 付 金		21,270,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,130,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 填 金 地 方 税 減 収 補 填 金 特 別 交 付 金	18,140,000
6 地 方 交 付 税		8,900,000
	1 地 方 交 付 税	8,900,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		800,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	800,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		41,945,433
	1 使 用 料	31,532,004
	2 手 数 料	5,724,695
	3 診 療 収 入	2,455,514
	4 介 護 収 入	1,354,205
	5 支 援 収 入	879,015
9 国 庫 支 出 金		226,648,444
	1 負 担 金	195,414,532
	2 補 助 金	30,479,275
	3 委 託 金	754,637
10 県 支 出 金		68,052,994
	1 負 担 金	47,521,863
	2 補 助 金	15,733,704
	3 委 託 金	4,797,427
11 財 産 収 入		6,206,864

款	項	金 額 千円
	1 財 産 運 用 収 入	2, 449, 412
	2 財 産 売 払 収 入	3, 757, 452
12 寄 附 金		654, 732
	1 寄 附 金	654, 732
13 繰 入 金		27, 189, 571
	1 他 会 計 繰 入 金	14, 509, 651
	2 基 金 繰 入 金	12, 679, 920
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		142, 874, 858
	1 延滞金、加算金及び過料	124, 082
	2 預 金 利 子	7, 460
	3 他会計貸付金元利収入	931, 048
	4 貸 付 金 元 利 収 入	98, 322, 346
	5 受 託 事 業 収 入	1, 080, 599
	6 収 益 事 業 収 入	9, 290, 106
	7 雑 入	33, 119, 217
16 市 債		129, 065, 000
	1 市 債	129, 065, 000
歳 入 合 計		1, 319, 390, 000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		1, 873, 542
	1 議 会 費	1, 873, 542
2 総 務 費		16, 841, 072
	1 総 務 管 理 費	5, 113, 701
	2 財 務 管 理 費	1, 465, 651
	3 選 挙 費	660, 624
	4 統 計 調 査 費	135, 337
	5 徴 税 費	8, 648, 321
	6 防 災 危 機 管 理 費	817, 438
3 健 康 福 祉 費		333, 495, 709
	1 社 会 福 祉 費	105, 388, 531
	2 老 人 福 祉 費	57, 995, 204
	3 生 活 保 護 費	86, 071, 861
	4 国 民 年 金 費	201, 300
	5 国 民 健 康 保 険 費	22, 774, 041
	6 介 護 保 険 費	33, 052, 897
	7 公 衆 衛 生 費	20, 913, 413
	8 環 境 衛 生 費	1, 859, 566
	9 保 健 所 費	5, 024, 228
	10 衛 生 研 究 所 費	214, 668
4 子 ど も 青 少 年 費		164, 979, 671
	1 子 ど も 青 少 年 費	164, 979, 671
5 環 境 費		26, 760, 073
	1 環 境 保 全 費	3, 210, 036
	2 環 境 事 業 費	23, 550, 037
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		15, 721, 479

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	1, 044, 682
	2 区 役 所 費	7, 908, 258
	3 ス ポ ー ツ 費	6, 768, 539
7 経 済 費		101, 987, 179
	1 産 業 費	101, 323, 727
	2 工 業 研 究 所 費	663, 452
8 観 光 文 化 交 流 費		24, 570, 991
	1 観 光 交 流 費	18, 080, 534
	2 文 化 交 流 費	5, 151, 184
	3 名 古 屋 城 費	1, 339, 273
9 緑 政 土 木 費		69, 261, 449
	1 土 木 管 理 費	2, 447, 689
	2 道 路 橋 り よ う 費	21, 751, 495
	3 街 路 費	6, 883, 736
	4 治 水 費	15, 299, 964
	5 緑 政 費	21, 986, 832
	6 農 政 費	891, 733
10 住 宅 都 市 費		40, 994, 256
	1 都 市 計 画 費	19, 203, 525
	2 住 宅 費	21, 790, 731
11 消 防 費		5, 757, 495
	1 消 防 費	5, 757, 495
12 教 育 費		62, 487, 654
	1 教 育 総 務 費	7, 413, 172
	2 小 学 校 費	15, 078, 873
	3 中 学 校 費	8, 079, 327
	4 高 等 学 校 費	1, 009, 662

款	項	金 額 千円
	5 幼稚園費	211,849
	6 特別支援学校費	966,431
	7 大学費	16,283,093
	8 私学振興費	7,375,259
	9 生涯学習費	6,069,988
13 職員費		276,125,217
	1 議会職員費	450,330
	2 総務職員費	18,278,044
	3 財政職員費	7,639,510
	4 防災危機管理職員費	550,484
	5 健康福祉職員費	23,913,985
	6 子ども青少年職員費	22,704,526
	7 環境職員費	14,213,556
	8 スポーツ市民職員費	13,722,855
	9 経済職員費	1,984,497
	10 観光文化交流職員費	1,442,886
	11 緑政土木職員費	11,354,963
	12 住宅都市職員費	6,742,258
	13 消防職員費	23,018,328
	14 教育職員費	130,108,995
14 公債費		130,100,425
	1 公債費	130,100,425
15 諸支出金		48,333,788
	1 公営企業会計支出金	48,333,788
16 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		1,319,390,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
9 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000
	2 道路橋りょう費	道路・橋りょうの整備	800,000
	3 街路費	街路の整備	1,300,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	1,200,000
	5 緑政費	公園の整備	300,000
10 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	100,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
第20回アジア競技大会選手村後利用事業者選定支援等業務負担金	令和 4 年度	35, 000
保険年金システム再構築に向けた調査	令和 4 年度	41, 000
八事福祉会館の移転改築	令和 4 年度	140, 000
きよすみ荘の空調設備等改修工事	令和 4 年度	182, 000
鯉城学園の空調設備改修工事	令和 4 年度	74, 000
植田寮の改築	令和 4 年度	240, 000
陽子線がん治療施設に係る割賦金	令和 4 年度 から 令和12年度 まで	6, 000, 000
旧衛生研究所の解体工事	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	843, 000
千種保健センター解体工事の設計	令和 4 年度	1, 000
千種保健センター仮設庁舎の賃借	令和 4 年度 から 令和10年度 まで	543, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
環境学習センターの空調設備改修工事	令和 4 年度	14, 000
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	9, 756, 000
資源（空きびん）の収集委託	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	150, 000
南陽工場の焼却設備更新等工事	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	41, 100, 000
愛岐処分場機械操作棟等の改築	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	471, 000
愛岐処分場機械操作棟改築の工事監理委託	令和 4 年度	3, 000
なごや人権啓発センターの空調設備改修工事	令和 4 年度	14, 000
消費生活センターの空調設備改修工事	令和 4 年度	27, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
千種区役所解体工事の設計	令和 4 年度	5, 000
千種区役所仮設庁舎の賃借	令和 4 年度 から 令和10年度 まで	1, 457, 000
旧西区役所等の解体工事	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	600, 000
中村区役所等複合庁舎周辺道路の無電 柱化工事	令和 4 年度	327, 000
区役所支所の非常用発電機整備	令和 4 年度	344, 000
平子コミュニティセンターの建設	令和 4 年度	110, 000
山田地区会館の空調設備改修工事	令和 4 年度	23, 000
総合体育館第 2 競技場のトイレ改修工 事	令和 4 年度	157, 000
総合体育館第 2 競技場の天井等落下防 止対策工事	令和 4 年度	352, 000
枇杷島スポーツセンターの電気設備改 修工事	令和 4 年度	173, 000
千種スポーツセンターのトイレ改修工 事	令和 4 年度	164, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
千種スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	令和４年度	544,000
東スポーツセンター歩行者連絡通路の天井等落下防止対策工事	令和４年度	29,000
港サッカー場のエレベーター更新工事	令和４年度	61,000
黒川スポーツトレーニングセンターの中央監視装置等更新工事	令和４年度	71,000
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金の貸付利率の引き下げ	令和４年度 から 令和13年度 まで	1,335,000
青少年文化センターのエレベーター更新工事	令和４年度	13,000
西文化小劇場の舞台照明設備改修工事	令和４年度	48,000
港文化小劇場の舞台照明設備改修工事	令和４年度	41,000
守山文化小劇場の天井等落下防止対策工事	令和４年度	106,000
東文化小劇場等歩行者連絡通路の天井等落下防止対策工事	令和４年度	25,000
久田良木川排水機場の排水樋門更新工事	令和４年度 から 令和５年度 まで	478,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
舗装道の補修	令和 4 年度	800, 000
道路照明の賃借	令和 4 年度 から 令和13年度 まで	514, 000
街路樹の維持管理	令和 4 年度	50, 000
側溝改良	令和 4 年度	130, 000
堀留橋の耐震補強	令和 4 年度	60, 000
新平田橋の耐震補強	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	100, 000
本宮新橋の改築	令和 4 年度	105, 000
交通安全施設の整備	令和 4 年度	260, 000
市道小幡西山線の改修	令和 4 年度	150, 000
小栗橋の改築	令和 4 年度	70, 000
排水施設整備	令和 4 年度	200, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
堀川の整備	令和 4 年度	400, 000
東山動植物園動物病院の改築	令和 4 年度	501, 000
東山動植物園花と緑のふれあいゾーンの整備	令和 4 年度	213, 000
東スポーツセンター等複合施設歩行者連絡通路の天井等落下防止対策工事	令和 4 年度	204, 000
国際展示場歩行者連絡通路の整備	令和 4 年度	774, 000
市営住宅の建設	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	2, 158, 000
中消防署の空調設備改修工事	令和 4 年度	138, 000
指令管制システム更新事業者選定支援業務委託	令和 4 年度	10, 000
小学校校舎等のリニューアル改修工事	令和 4 年度	35, 000
中学校の空調設備改修工事	令和 4 年度	900, 000
東図書館歩行者連絡通路の天井等落下防止対策工事	令和 4 年度	6, 000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (令和2年第1号議決)	令和2年度 から 令和5年度 まで	6,500,000 外に利息相当額	令和3年度 から 令和4年度 まで	4,100,000 外に利息相当額
愛岐処分場浸出水処理施設の改築 (令和2年第1号議決)	令和3年度 から 令和4年度 まで	2,640,000	令和4年度 から 令和5年度 まで	2,286,000
千種区役所改築基本計画の策定等 (令和2年第68号議決)	令和2年度 から 令和4年度 まで	67,600	令和4年度	31,000
大曾根土地地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (令和2年第1号議決)	令和2年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 499千円を限度として補償する。	令和3年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 447千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (令和2年第1号議決)	令和2年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,017,784千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和3年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 662,388千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (令和2年第1号議決)	令和2年度 から 令和23年度 まで	272,271,000 外に利息相当額	令和3年度 から 令和24年度 まで	270,384,000 外に利息相当額

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (令和2年第1号議決)	令和2年度から 令和22年度まで	44,225,000	令和3年度から 令和23年度まで	37,430,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (令和2年第1号議決)	令和2年度から 令和9年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,765,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和3年度から 令和10年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,595,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	522,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	122,000			
社会福祉施設整備費	447,000			
老人福祉施設整備費	697,000			
生活保護施設整備費	424,000			
保健所整備費	395,000			
子ども青少年施設整備費	527,000			
環境保全施設整備費	5,000			
廃棄物処理施設整備費	1,689,000			
市民活動施設整備費	40,000			
区役所整備費	2,111,000			
地域振興施設整備費	338,000			
スポーツ施設整備費	1,698,000			
産業施設整備費	154,000			
工業研究所整備費	287,000			
観光交流施設整備費	10,042,000			
文化交流施設整備費	1,353,000			
名古屋城整備費	91,000			
公共土木事業費	28,722,000			
公園緑地整備費	10,250,000			
農業振興施設整備費	144,000			
住宅建設費	2,707,000			
消防施設整備費	1,069,000			
教育センター整備費	756,000			
野外教育センター整備費	2,000			
義務教育施設整備費	2,506,000			
高等学校整備費	21,000			
幼稚園整備費	32,000			
特別支援学校整備費	72,000			
生涯学習施設整備費	640,000			
高速道路建設資金貸付金	1,505,000			
高速道路事業出資金	580,000			
市立大学施設整備補助金	755,000			
市立大学施設整備資金貸付金	5,149,000			
高速度鉄道事業補助金	178,000			
高速度鉄道事業出資金	2,435,000			
臨時財政対策債	45,000,000			
調整債	5,600,000			
計	129,065,000			

特 別 会 計

令和 3 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199,814,527 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		177,040,485
	1 保険料	42,098,763
	2 手数料	1
	3 国庫支出金	1,590
	4 県支出金	134,460,812
	5 諸収入	479,319
2 繰入金		22,774,041
	1 他会計繰入金	22,774,041
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		199,814,527

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		199,794,527
	1 事業費	199,794,527
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		199,814,527

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
保険年金システム再構築に向けた調査	令和 4 年度	39,000

令和 3 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 59,673,334 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		30,530,456
	1 保 険 料	29,558,400
	2 手 数 料	1
	3 諸 収 入	972,055
2 繰 入 金		29,142,877
	1 他 会 計 繰 入 金	29,142,877
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		59,673,334

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		59,653,334
	1 事 業 費	59,653,334
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		59,673,334

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
保険年金システム再構築に向けた調査	令和 4 年度	19,000

令和 3 年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和 3 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 207,284,116 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介護保険収入		171,705,851
	1 保険料	43,186,807
	2 手数料	24,798
	3 国庫支出金	46,996,444
	4 支払基金交付金	53,087,405
	5 県支出金	28,356,128
	6 財産収入	362
	7 諸収入	53,907
2 繰入金		33,947,023
	1 他会計繰入金	33,052,897
	2 基金繰入金	894,126
3 繰越金		1,631,242
	1 繰越金	1,631,242
歳 入 合 計		207,284,116

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介護保険費		207,264,116
	1 事業費	205,632,513
	2 基金積立金	1,631,603
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		207,284,116

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	1, 628, 000
介護保険事業所の指定及び指導事務委託	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	492, 000

令和 3 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

令和 3 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,174,259 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		874,259
	1 事 業 収 入	874,259
2 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000
歳 入 合 計		1,174,259

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,174,259
	1 事 業 費	1,174,259
歳 出 合 計		1,174,259

令和 3 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和 3 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,466,957 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		3,626,025
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,599,541
	2 財 産 収 入	10
	3 繰 入 金	37,527
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	446,946
	6 市 債	542,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,840,932
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	441,487
	2 財 産 収 入	478
	3 繰 入 金	2,344,496
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	877,470
	6 市 債	177,000
歳 入 合 計		7,466,957

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		3, 626, 025
	1 事 業 費	2, 114, 956
	2 整 備 費	557, 576
	3 他 会 計 繰 出 金	953, 393
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3, 840, 932
	1 市 場 費	1, 960, 331
	2 と 畜 場 費	950, 744
	3 他 会 計 繰 出 金	929, 757
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		7, 466, 957

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (令和 2 年第 6 号議決)	令和 2 年度 から 令和 5 年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和 3 年度 から 令和 6 年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	542,000 177,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	719,000			

令和 3 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和 3 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 641,310 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		100,209
	1 財 産 収 入	9
	2 寄 附 金	100,000
	3 諸 収 入	200
2 繰 入 金		215,101
	1 他 会 計 繰 入 金	193,977
	2 基 金 繰 入 金	21,124
3 市 債		326,000
	1 市 債	326,000
歳 入 合 計		641,310

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		641,310
	1 事 業 費	509,288
	2 他 会 計 繰 出 金	32,013
	3 基 金 積 立 金	100,009
歳 出 合 計		641,310

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	326,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 3 年度名古屋市土地区画整理組合
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

令和 3 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 805,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		800,000
	1 貸付金収入	800,000
2 市 債		5,000
	1 市 債	5,000
歳 入 合 計		805,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		805,000
	1 事業費	10,000
	2 他会計繰出金	795,000
歳 出 合 計		805,000

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	5,000	普 通 貸 借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

令和 3 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和 3 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300,598 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		18,333
	1 国庫支出金	1,333
	2 諸収入	17,000
2 繰入金		282,265
	1 他会計繰入金	282,265
歳入合計		300,598

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		300,598
	1 事業費	80,631
	2 他会計繰出金	219,967
歳出合計		300,598

令和 3 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和 3 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,894,688 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		145,003
	1 使 用 料	145,003
2 公 園 整 備 事 業 収 入		1,749,685
	1 他 会 計 繰 入 金	546,685
	2 市 債	1,203,000
歳 入 合 計		1,894,688

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		145,003
	1 事 業 費	13,655
	2 他 会 計 繰 出 金	131,348
2 公 園 整 備 事 業 費		1,749,685
	1 事 業 費	1,614,009
	2 他 会 計 繰 出 金	135,676
歳 出 合 計		1,894,688

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成23年第10号議決)	平成24年度 から 令和3年度 まで	599,514 外に利息等相当額	令和4年度	34,416 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	1,203,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 3 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和 3 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,765,894 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		9,148,700
	1 繰 入 金	31,187
	2 振 替 収 入	8,288,513
	3 市 債	829,000
2 都市開発用地取得資金収入		7,617,193
	1 繰 入 金	443,652
	2 振 替 収 入	6,173,541
	3 市 債	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		16,765,894

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		9,148,501
	1 取 得 費	834,729
	2 他 会 計 繰 出 金	8,313,772
2 都市開発用地取得費		7,617,193
	1 取 得 費	1,004,000
	2 他 会 計 繰 出 金	6,613,193
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		16,765,894

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	829,000 1,000,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,829,000			

令和 3 年度名古屋市公債特別会計予算

令和 3 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 487,688,023 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		237,574,000
	1 公 債	237,574,000
2 財 産 収 入		459,484
	1 財 産 運 用 収 入	459,484
3 繰 入 金		249,624,537
	1 他 会 計 繰 入 金	215,789,697
	2 基 金 繰 入 金	33,834,840
4 繰 越 金		30,000
	1 繰 越 金	30,000
5 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		487,688,023

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		171,714,000
	1 起 債 額 繰 出	171,714,000
2 公 債 費		315,974,023
	1 公 債 償 還 金	267,546,465
	2 公 債 事 務 費	937,474
	3 基 金 積 立 金	47,490,084
歳 出 合 計		487,688,023

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	65,860,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

令和3年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
緑 市 民 病 院	67,525 人 (1 日 185 人)	79,380 人 (1 日 270 人)

(2) 主要な建設改良事業 病院情報システム整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業収益		42,724,412
第1項 医 業 収 益		10,408
第2項 医 業 外 収 益		365,521
第3項 特 別 利 益		42,348,483

支 出		千円
第1款 病院事業費		52,821,266
第1項 医 業 費 用		527,471
第2項 医 業 外 費 用		14,587
第3項 特 別 損 失		52,279,208

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額74,958千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	206,245
第1項	企業債	100,000
第2項	一般会計補助金	101,243
第3項	基金収入	2
第4項	その他資本収入	5,000

支 出		千円
第1款	資本的支出	281,203
第1項	建設改良費	100,000
第2項	償還金	176,201
第3項	投資	5,002

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限度額	100,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融

資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(他会計からの負担金)

第7条 救急医療経費にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、3,088千円である。

(他会計からの補助金)

第8条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、209,496千円及び101,243千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	
(1) 取得する資産	医療機械器具	病院情報システム	1 式	
	種 類	名 称	数 量	処分の態様
(2) 処分する資産	土 地	東部医療センター用地	27,609.31	出資
		(名古屋市千種区若水一丁目201番)	平方メートル	
		西部医療センター用地	27,652.24	出資
		(名古屋市北区平手町1丁目1番1始め7筆)	平方メートル	
	建 物	東部医療センター	1 式	出資
		(名古屋市千種区若水一丁目2番23号)		
		西部医療センター	1 式	出資
		(名古屋市北区平手町1丁目1番地の1)		
	医療機械器具	診療備品等	1 式	譲渡

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和3年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 275,940,000 立方メートル
(1日 756,000 立方メートル)

給水戸数 1,359,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	水道事業収益	51,828,545
第1項	営業収益	50,487,632
第2項	営業外収益	1,280,913
第3項	特別利益	60,000

支 出

千円

第1款	水道経営費	51,753,545
第1項	営業費用	45,036,400
第2項	営業外費用	6,657,145
第3項	特別損失	50,000
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,852,915千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	6,066,465
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	86,000
第3項	他会計貸付金返還金	136,755
第4項	基金収入	1,099
第5項	基金繰入金	401,083
第6項	その他資本収入	1,941,528

支 出		千円
第1款	資本的支出	28,919,380
第1項	建設改良費	22,095,052
第2項	償還金	6,823,229
第3項	投資	1,099

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	令和4年度から令和9年度まで	25,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	水道基幹施設整備費にあてるため
限 度 額	3,500,000千円

起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,700,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、50,728 千円、111,847 千円及び 68,788 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、86,000 千円である。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第1条 令和3年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(1) 経営計画 給水量 年間 23,250,500 立方メートル
(1日 63,700 立方メートル)
事業所数 112カ所

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	工業用水道事業収益	1, 057, 946
第 1 項	営 業 収 益	932, 685
第 2 項	営 業 外 収 益	124, 761
第 3 項	特 別 利 益	500

		支 出	千円
第 1 款	工業用水道経営費		1, 047, 946
第 1 項	営 業 費 用		962, 032
第 2 項	営 業 外 費 用		84, 414
第 3 項	特 別 損 失		500
第 4 項	予 備 費		1, 000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額706,012千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	13,126
第1項	出資金	2,126
第2項	その他資本収入	11,000

支 出		千円
第1款	資本的支出	719,138
第1項	建設改良費	582,383
第2項	他会計借入金返還金	136,755

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	令和4年度	200,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、
200 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,126 千円である。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

令和3年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,134 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
処理水量 年間436,905,000 立方メートル
(1日 1,197,000 立方メートル)
水洗便所の改造 700 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	下水道事業収益	77,820,384
第1項	営業収益	70,696,343
第2項	営業外収益	7,119,041
第3項	特別利益	5,000

支 出		千円
第1款	下水道経営費	76,562,384
第1項	営業費用	68,601,349
第2項	営業外費用	7,921,035
第3項	特別損失	30,000
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 39,852,267 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額 3,677 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	30,478,315
第1項	企業債	20,500,000
第2項	国庫補助金	8,500,000
第3項	その他資本収入	1,461,098
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	17,217

支 出		千円
第1款	資本的支出	70,326,905
第1項	建設改良費	41,271,837
第2項	償還金	29,041,528
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	13,540

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	令和4年度から令和7年度まで	40,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため
限 度 額	20,507,000 千円

	下 水 道 事 業 建 設 費	20,500,000 千円
	水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 金	7,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,900,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、31,022,021 千円、3,538,165 千円、98,111 千円、94,728 千円、30,000 千円、17,000 千円及び 67,620 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,165 千円である。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和3年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画
- | | | |
|---------|------|------------------|
| 最多運転車両数 | 1日 | 907両 |
| 運転キロ | 年間 | 36,171,500キロメートル |
| | (1日) | 99,100キロメートル) |
| 乗車人員 | 年間 | 113,442,000人 |
| | (1日) | 310,800人) |
- (2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	自動車運送事業収益	25,781,905
第1項	営業収益	20,362,510
第2項	営業外収益	5,419,395

支 出

千円

第1款	自動車運送事業費	26,671,924
第1項	営業費用	25,890,671
第2項	営業外費用	265,660
第3項	特別損失	505,593
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,190,215千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	2,147,102
第1項	企業債	1,887,000
第2項	出資金	200,000
第3項	その他資本収入	60,102

支 出		千円
第1款	資本的支出	4,337,317
第1項	建設改良費	1,986,607
第2項	企業債償還金	1,540,710
第3項	借入金返還金	800,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
本郷バスターミナル の改修	令和4年度	142,000千円
制服のリニューアル	令和4年度	219,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	1,887,000千円

起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、9,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、115,869 千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,016,145 千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,405,000 千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、409,759 千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、144,452 千円である。

5 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、131,936 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、200,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、1,900,000 千円と定める。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和3年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 最多運転車両数 1日 680両(117編成)
運転キロ年間 69,094,500キロメートル
(1日 189,300キロメートル)
乗車人員年間 421,538,500人
(1日 1,154,900人)
- (2) 主要な建設改良事業 車両購入及び駅施設整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費4,588,223千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分)1,596,000千円を借り入れる。

収 入

千円

第1款	高速度鉄道事業収益	87,922,769
第1項	営業収益	80,194,383
第2項	営業外収益	7,728,386

支 出

千円

第1款	高速度鉄道事業費	84,494,981
第1項	営業費用	75,481,453
第2項	営業外費用	8,504,238

千円

第 3 項	特 別 損 失	499,290
第 4 項	予 備 費	10,000

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額（高速度鉄道事業特例債 1,247,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 34,043,886 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款	資 本 的 収 入	15,684,926
第 1 項	企 業 債	10,977,000
第 2 項	出 資 金	2,435,000
第 3 項	貸 付 金 返 還 金	400,000
第 4 項	一 般 会 計 補 助 金	1,215,732
第 5 項	国 庫 補 助 金	160,366
第 6 項	県 補 助 金	30,000
第 7 項	そ の 他 資 本 収 入	466,828

支 出

千円

第 1 款	資 本 的 支 出	48,481,812
第 1 項	建 設 改 良 費	13,185,145
第 2 項	企 業 債 償 還 金	35,086,667
第 3 項	出 資 金	200,000
第 4 項	予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	令和4年度から令和6年度まで	10,000,000 千円
廃棄物の処理委託	令和4年度	22,000 千円
制服のリニューアル	令和4年度	424,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため	
限 度 額	12,573,000 千円	
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 改 良 費	9,730,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債	1,247,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	1,596,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、44,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、209,093 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,924,000 千円及び 38,597 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、830,603 千円である。

3 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、84,639 千円である。

4 高速度鉄道事業特別減収対策企業債の利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、8,000 千円である。

5 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,355,963 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,435,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し